

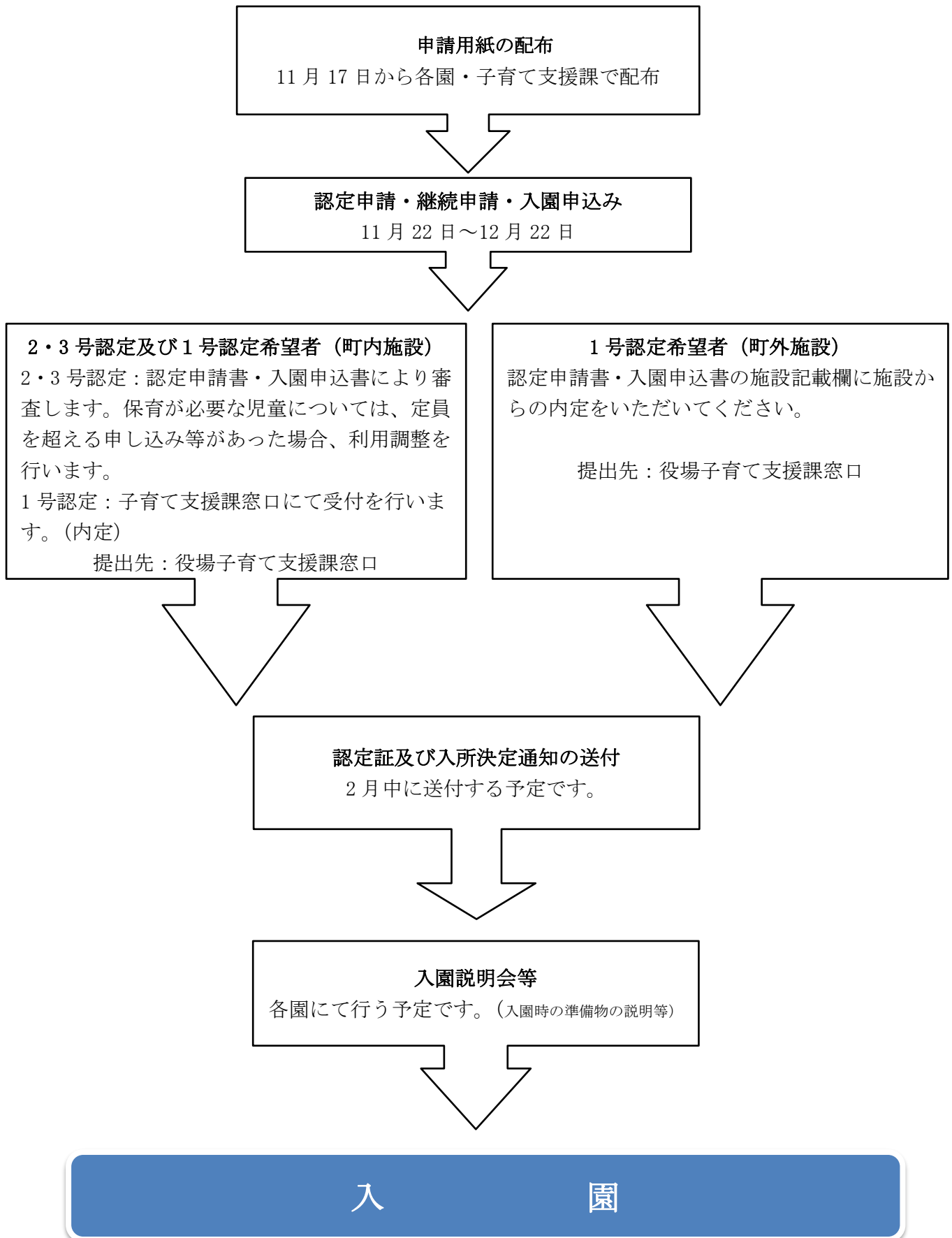
教育・保育給付認定（2・3号）兼  
保育施設等入所申込のてびき  
令和6年度



※注意 施設等利用給付認定の申請を希望される方は、「施設等利用給付認定申込のてびき」  
をご覧ください。

# 利用手続きの流れ

◇令和6年度入所



# ①保育施設入所の審査について

定員以上の申し込みがあった場合、指数（10 ページ参照）の高い児童から入所となります。継続の場合でも、指数が低い場合は入所できないことがあります。

就労証明書に不備がある場合は、支給認定の審査ができず、入所できなくなることがありますので、必ず記入漏れ等がないか確認のうえ、期限内に提出してください。

幼稚園・保育園・認定こども園等の利用にあたっては、教育・保育の必要性に応じた **保育給付認定** を受ける必要があります。認定結果に応じた「認定証」を発行します。

## (1) 保育給付認定の種類

保育給付認定区分	対象となる子ども	利用できる主な施設・事業
1号認定 (教育標準時間)	満3歳以上の就学前の子ども (2号認定を除く)	幼稚園*1、認定こども園*2
2号認定 (満3歳以上・保育)	満3歳以上で保護者の労働や疾病等により保育を必要とする子ども	保育所、認定こども園
3号認定 (満3歳未満・保育)	満3歳未満で保護者の労働や疾病等により保育を必要とする子ども	保育所、認定こども園 家庭的保育事業、小規模保育事業等

\*1・・・幼稚園では園ごとに受入年齢が異なります。入園を希望する園にご確認ください。

\*2・・・九重町内のこども園では年度はじめ時点の年齢が3～5歳の児童の受け入れができます。

## (2) 保育の必要量に応じた区分

2号認定又は3号認定を受ける方は、保育の必要量によってさらに

「保育標準時間」又は「保育短時間」に区分されます。

「保育標準時間」と「保育短時間」では、利用できる時間が異なります。

保育標準時間・・・1日あたり最長 11 時間

保育短時間・・・1日あたり最長 8 時間

保護者の就労形態		保育時間
保護者①	保護者②	
ひとり親	- (いない)	標準時間
フルタイム	フルタイム	標準時間
	パートタイム (120 時間以上)	標準時間
	パートタイム (48～120 時間未満)	短時間
	パートタイム (48 時間未満)	保育必要なし
	専業主夫 (婦)	保育必要なし
	産前3か月～産後8週経過まで	保育標準時間
	育児休業中の継続入所 <small>(最大1歳に達する日の属する月末)</small>	保育短時間
求職活動中	保育短時間	

・ひとり親、両親ともにフルタイム若しくは、パートタイムで月120時間以上勤務の場合  
は保育標準時間となる。

- ・両親のどちらか一方が月 120 時間以上勤務でもう一方が月 48 時間～120 時間未満、若しくは双方が月 48 時間～120 時間未満のパートタイムの場合は、保育短時間となる。（勤務時間帯によっては標準時間に変更となる場合もある。）

→就労の終わる時間が 16 時以降で月 10 日以上の場合は標準時間でも可能。

月 48 時間未満勤務の方や、専業主夫（婦）、無業の場合は、保育利用はできない。

\*3 歳以上であれば教育標準時間〔1 号〕認定となる。

### (3) 保育を必要とする子どもとは？

保護者が就労している場合（家事等は含みません）、保護者が病気、または心身に障がいがある場合、保護者が長期にわたり、病人や心身障がい者等の介護をしている場合、保護者が出産する場合等となります。 ※ 集団生活を経験させたいなどの理由は該当しません。

## ②認定区分ごとの利用時間枠

	7:30	8:00	8:30	14:00	16:00	18:30
3 歳～5 歳						
1 号認定（教育標準時間）		受入時間	標準的な教育時間	一時預かり		
2 号認定（保育短時間）		保育時間	標準的な教育時間	保育時間	延長保育	
2 号認定（保育標準時間）	最大利用枠	保育時間	標準的な教育時間	保育時間	最大利用枠	
0 歳～2 歳						
3 号認定（保育短時間）	延長保育		保育時間			延長保育
3 号認定（保育標準時間）	最大利用枠	保育時間			最大利用枠	

### ・認定証の有効期間について

3 歳～5 歳のお子さん：卒園予定年度の 3 月 31 日まで

0 歳～2 歳のお子さん：3 歳になる日の前々日（3 号認定ではなくなるため）

※3 歳を迎えた日以降は自動的に 2 号認定に切り変わります。

また、雇用期限のある方は、期限から 3 か月となっております。

雇用継続が無の場合は、期限内に新しい就労証明書を提出してください。

雇用継続が有の場合は、こちらから事業主に継続確認を行い、期間延長を行います。

### ③認定申請・入園申込みに必要なもの

対象者		提出書類	備考
申込者全員		<input type="checkbox"/> 施設型給付費・地域型保育給付費等保育給付認定申請書及び認定こども園・保育所・幼稚園入園申込書（兼保育児童台帳）	
初めて申請される方		※下記いずれか一つ <input type="checkbox"/> 個人番号カード（写真のついたもの） <input type="checkbox"/> 個人番号通知カード+写真のついた身分証明書	
保育を必要とする方	町内の園	<input type="checkbox"/> 就労証明書（父・母）	記入漏れがないか確認してください。
	町外の園	<input type="checkbox"/> 就労証明書（父・母・同居の祖父母）	
	出産（予定）	<input type="checkbox"/> 母子健康手帳の写し（出産予定日が記載されているページ）	
	障がい・介護	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳等の写し	
	病 気	<input type="checkbox"/> 医師の診断書（保育が出来ない理由と治癒見込期間を記入しているもの）	
	災 害	<input type="checkbox"/> 罹災証明	
	求 職 活 動	<input type="checkbox"/> 就労証明書を提出する誓約書	
除去食がある方		<input type="checkbox"/> 医師の診断書	
世帯員が障害者手帳等をお持ちの方		<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・特別児童扶養手当証書・障害年金の年金証書	いずれかの提出をしてください
第2子以降の3歳未満児がいる家庭		<input type="checkbox"/> 大分にこここ保育支援事業申請書 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本（町外に本籍がある方のみ）	

#### ・令和5年1月2日以降に九重町へ転入の方・保護者の住民票が九重町にない方

マイナンバー制度による情報連携により市（町・村）民税情報について、所得課税証明書等の提出が不要となりました。ただし、マイナンバーの記入がない等、情報連携により市（町・村）民税情報を確認できない場合は、所得課税証明書等の提出が必要となります。

令和5年1月1日時点で海外にお住まいの方は年間収入申告書及び所得金額等のわかるものを提出してください。

#### ・就労証明書

保育を必要とするお子さんのみ添付が必要です。

保育を利用したいお子さんの父・母の分が必要です。また、九重町外の施設（事業者）の利用を希望されるかたは、父・母のほかに同居の祖父母の就労証明書も必要となる場合があります。（世帯分離していても、住所が同じ場合は必要です。）

お勤め先に就労証明書を提出し、証明をもらい手元に戻るまでに、1～2週間程度かかる事業所もあります。受付期間に間に合うように、お勤め先に早めに依頼をお願いします。

※就労証明書の記載要領は九重町HPに掲載しています。

## ④申込書について

提出書類は以下の点に注意し、黒又は青のボールペンで記入してください。鉛筆不可。  
フリクションボールペンは文字が消えてしまうので使用しないでください。

### 施設型給付費・地域型保育給付費等保育給付認定申請書及び 認定こども園・保育所・幼稚園入園申込書（兼保育児童台帳）【別紙記入例参照】

それぞれの児童ごとに1枚の用紙を用いてください。

1. 「保護者」欄は、住所・行政区・氏名・連絡先を記入してください。  
緊急時の連絡先は携帯電話や、勤務先等を記入してください。
2. 「申請に係る小学校就学前子ども」欄は、氏名にふりがなを付し、生年月日、令和6年4月1日現在の満年齢を記入し、性別は該当するほうを○で囲んでください。
3. 「障がい者手帳の有無」の欄は、申請児童にかかる障がい者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）の有無について、該当するほうを○で囲んでください。
4. アレルギーや除去食がある場合には記入をしてください。（たとえば、アレルギー：「うるし」「稲」「杉」等、除去食：「小麦」「たまご」「牛乳」「えび」等）
5. 減免の判定に用いますので、「第○子」欄を記入し、「3歳未満」に該当する場合は☑を入れてください。
6. 「認定者番号」欄は、申請児童がすでに施設型給付費・地域型保育給付費の保育給付認定を受けている場合は、当該児童にかかる認定者番号を記入してください。
7. 「保育給付認定証の発行について」は、発行の希望がある際は☑を入れてください。
8. 「保育の希望の有無」欄は、該当するほうに○をつけてください。
9. 「①世帯の状況」欄は、申請児童本人以外の同居する家族について記入してください。児童の保護者、兄弟姉妹、祖父母の順に記入をしてください。世帯分離をしている場合でも、住所が同じ場合は、祖父母等を記入してください。
10. 「生活保護の適用」「ひとり親」「在宅障害児（者）」欄は該当する方に☑をいれてください。
11. 「②利用を希望する期間、希望する施設（事業所）名」の欄は、小学校就学始期に達するまでのうち、施設（事業者）の利用を希望する期間を記入してください。また、希望する順位に従い施設（事業者）名を記入してください。
12. 「③保育の利用を必要とする理由等」の欄は、8.「保育の希望の有無」欄で、「有」を○で囲んだ場合にのみ、記入をしてください。保育の認定基準は下記に掲げるような場合です。該当するところに☑を入れ、具体的な状況を記入してください。また、施設（事業所）の利用について希望する曜日と時間帯を記入してください。

保育の認定基準	
保育の必要性の認定を受ける場合は、両親いずれも（両親と児童が別居している場合には、児童の面倒をみている者）が次のいずれかにある場合です。	
1. 就労等（家庭外労働）	保護者が家庭の外で仕事をしており、その児童の保育ができない場合
（家庭内労働）	保護者が家庭で日常の家事以外の仕事をしており、その児童の保育ができない場合
2. 妊娠・出産	保護者が出産の前後（産前3か月、産後6か月*）のため、その児童の保育ができない場合
3. 疾病・障がい	保護者が病気、負傷、心身に障がいがあり、その児童の保育ができない場合
4. 介護等	児童の家庭に介護が必要な高齢者や、長期にわたる病人、心身に障がいがある人、小児慢性疾患に伴う看護が必要な兄弟姉妹がおり、保護者がいつもその介護・看護にあたっているため、その児童の保育ができない場合
5. 災害復旧	火災や、風水害、地震などにより、その家庭を失ったり、破損のため、その復旧の間、児童の保育ができない場合
6. 求職活動	児童の親が求職活動を行っているため、その児童の保育ができない場合【90日以内に就労が決定しない場合は退園となります】
7. 就学	児童の親が就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）のため、その児童の保育ができない場合
8. 育児休業中の継続入所	保護者の育児休業開始前に入所中の児童について、当該育児休業の間も引き続き入所が必要と認められる場合（最大1歳に達する日の属する月末）
9. その他	親のいない家庭、起業準備のため等、多子・多胎児（0～2歳児）の育児

\*・・・産前・産後は九重町内の施設を利用する場合のみです。町外の場合は、その市町村の基準となりますので、各市町村にご確認ください。（ただし、九重町の基準の範囲内とします。）

13. 「税情報等の提供にあたっての署名欄」は記載内容を確認のうえ署名してください。  
（留意事項）

保育給付認定（保育の必要性の認定）及び施設（事業者）への入所については、

- 保育の実施基準に該当しないため、希望する認定が受けられない場合
  - 希望者が多数いるため希望する施設に入所できない場合
  - 保育の実施基準の該当事由により利用期間の希望に添えない場合
- が、ありますので予めご承知ください。

## ⑤こども園で実施の延長保育制度等について

### ・在園児

#### ◇トワイライト保育

対 象：2・3号 短時間認定を受けている在園児。

内 容：100円/日で標準時間認定と同様の保育時間を利用できます。

利用方法：通園している園に「トワイライト申請書」を提出してください。

支払方法：利用した翌月（15日ごろ）に納付書を発行します。納付期限までにコンビニや金融機関等でお支払いください。

#### ◇わんぱくクラブ

対 象：1号 教育標準時間認定を受けている在園児。

内 容：500円/日（平日）で標準時間認定と同様の保育時間を利用できます。

※土曜日、春休み、夏休み、冬休みは1,200円/日となります。

利用方法：事前に通園している園に「わんぱくクラブ申請書」を提出してください。

支払方法：利用した翌月（15日ごろ）に納付書を発行します。納付期限までにコンビニや金融機関等でお支払いください。

### ・在園児以外（保育の認定を受けていない未就園児）

#### ◇一時預かり保育

対 象：保育の認定を受けていない就学前の幼児

内 容：1,200円/日で最大7：30～18：30の時間帯でこども園の利用ができます。

利用方法：子育て支援課窓口に「一時預かり事業申込書」を提出してください。

受付後、こども園と利用調整をしたのちに「承諾書」を送付します。

また、利用するにあたって理由や月の利用日数に制限があります。（原則月7日まで）

詳しくは、子育て支援課までお問い合わせください。

支払方法：利用した翌月（15日ごろ）に納付書を発行します。納付期限までにコンビニや金融機関等でお支払いください。

※トワイライト保育、わんぱくクラブ、一時預かり保育の利用料は、口座振替はできません。



## ⑥認定別利用時間等

### 【1号認定（3歳～5歳）】

- ・利用時間：教育標準時間 8時30分～14時00分 ※8時00分から登園できます。
- ・休園日：土曜日、日曜日、国民の休日、夏休み、冬休み、春休み
- ・利用者負担額：平成31年4月より無償化のため「無料」となります。

### 【2号認定（3歳～5歳）・3号認定（0歳～2歳）】

- ・保護者の就労や、病気療養等で、家庭での保育が困難な方が対象
- ・利用時間：保育短時間 8時00分～16時00分  
保育標準時間 7時30分～18時30分
- ・休園日：日曜日、国民の休日、年末年始（12月29日～1月3日）
- ・利用者負担額：2号認定については、平成31年4月から無償化のため「無料」となります。3号認定については、下記のとおりです。

階層区分		3号認定 保育標準時間	3号認定 保育短時間
1	生活保護世帯	0円	0円
2-1	町民税非課税世帯	0円	0円
2-2	町民税非課税世帯	0円	0円
3-1	市 町 村 民 税 所 得 割 課 税 額	48,600円未満	6,000円
3-2		48,600円未満	13,000円
4-1		77,101円未満	6,000円
4-2		97,000円未満	22,000円
5		169,000円未満	33,000円
6		301,000円未満	49,000円
7		397,000円未満	60,000円
8		397,000円以上	78,000円

※○—1階層は、ひとり親世帯等の階層になります。

・「大分にこにこ保育支援事業」による減免  
3号認定（0歳～2歳）で、戸籍上第2子以降の場合は国の減免適用後、「無料」となります。（申請書が必要となります。該当する場合は提出してください。）

・給食費助成について（1号認定、2号認定）  
町内のこども園においては、主食及び副食費の全額を町が負担することになっています。

また、町外のこども園等については、主食費3,000円及び国減免対象以外の副食費4,500円を上限とする助成を行っています。

#### ・保育料（利用者負担額）の算定方法について

お子さんの父母の市町村民税所得割合算額に応じて決定します。

4月～8月は令和5年度町民税額、9月～3月は令和6年度町民税額により算定します。（なお、父母の給与収入合計が103万円未満の場合は、同居する祖父母等のうち主たる生計の維持者の市町村民税所得割合算額により算定します。）

\*市町村民税所得割合算額については、住宅借入金等特別税額控除等の控除前の額での算定となります。

\***年度の途中で2歳（3号認定）から3歳（2号認定）になった場合でも、4月1日時点での年齢で保育料は算定となります。**

\*保育園・幼稚園・こども園を欠席した場合でも、保育料は減額になりません。

（入院等で1か月以上の期間、通えない場合はご相談ください。）

#### ・保育料の納付方法について

町内の園については毎月、園をとおして納付書をお配りいたします。

町外の私立保育園については、郵送にて納付書をお配りいたします。

大分銀行・大分県農協・郵便局の窓口、役場会計課窓口・コンビニで納付できます。口座振替を希望される方は子育て支援課もしくは税務課窓口までお問い合わせください。

九重町以外の、幼稚園・認定こども園・小規模保育事業を利用される方は、九重町が決定した保育料を施設にお支払ください。

※期限内に納付がない場合、督促手数料や延滞金が発生しますので、期限内の納付をお願いします。

#### ・保育給付認定の申請内容の変更について

1. 保護者や児童の住所・氏名を変更した場合 2. 世帯員に変更があった場合

3. 保育を必要とする事由が変更となる場合 4. 就労先、就労時間など就労証明書の内容に変更があった場合等は『子ども・子育て支援 認定等変更申請書』の提出が必要です。

※保育利用時間の変更については、申請の翌月から適用されます。月途中での保育利用時間の変更はしていません。月途中で保育利用時間を延長したい場合は延長保育制度（有料）をご利用していただくことになります。

※就労等により保育利用時間の変更がある場合は、前月の25日（休日の場合は翌開庁日）までに申請をしてください。

## ⑦入園の申込み及び認定基準について

### 1 年度途中の申込み

- ① 入園を希望する月の初日の3か月前から申請を受付けます。  
(例) 10月1日入所希望 → 7月1日受付開始  
就労開始の概ね1か月前から入園できます。  
(例) ならし保育は、入園後に行いますので入園当初はお子さんの状況により保育利用時間が短くなります。
- ② 審査は、別紙指数表に基づき行い、優先度の高い者から認定します。

#### 年度途中入所申込みスケジュール

入所希望日	申込期限	入所希望日	申込期限
5月1日～	4月12日(金)	11月1日～	10月11日(金)
6月1日～	5月14日(火)	12月1日～	11月14日(木)
7月1日～	6月14日(金)	1月1日～	12月13日(金)
8月1日～	7月12日(金)	2月1日～	1月14日(火)
9月1日～	8月14日(水)	3月1日～	2月14日(金)
10月1日～	9月13日(金)		

### 2 年度当初の申込み

- ① 11月中旬から12月下旬にかけてこども園の入園申請書の受付を行います。
- ② 認定通知及び保育料の通知は、原則、2月中に保護者に通知します。ただし、他市町村の入園を希望される場合は他市町村の決定後通知します。

### 3 保育給付認定基準及び利用調整に係る指数表

- ① 九重町子ども・子育て支援法施行細則第8条中の「別に定める基準」とは、別紙指数表のとおり。(11ページ参照)
- ② 指数表とは別に、次の世帯については優先利用の対象として施設利用に配慮する。
- i) ひとり親家庭
  - ii) 生活保護世帯(就労による自立支援につながる場合等)
  - iii) 主として生計を維持する者の失業により、就労の必要性が高い場合
  - iv) 虐待又はDVのおそれがあることに該当する場合など、社会的養護が必要な場合
  - v) 子どもが障がい有する場合
  - vi) 育児休業を終了した場合
  - vii) 兄弟姉妹(多胎で生まれた者や、1号認定子どもである兄弟が認定こども園を利用している場合であってその弟妹が3号認定を受けて当該認定こども園の利用を希望する場合を含む。)について同一の保育所等の利用を希望する場合

○利用調整に係る指数表○

保育要件				指数		
1号	居宅外労働		月20日以上	1日実働7時間以上	10	
				1日実働4時間以上7時間未満	9	
			月15日-19日	1日実働7時間以上	9	
				1日実働4時間以上7時間未満	8	
			月10日-14日	1日実働7時間以上	8	
				1日実働4時間以上7時間未満	7	
2号	居宅内労働	自営	中心者	月20日以上	1日実働7時間以上	10
				1日実働4時間以上7時間未満	9	
				月15日-19日	1日実働7時間以上	9
			1日実働4時間以上7時間未満	8		
			月10日-14日	1日実働7時間以上	8	
			1日実働4時間以上7時間未満	7		
		協力者	月20日以上	1日実働7時間以上	8	
			1日実働4時間以上7時間未満	7		
			月15日-19日	1日実働7時間以上	7	
			1日実働4時間以上7時間未満	6		
			月10日-14日	1日実働7時間以上	6	
			1日実働4時間以上7時間未満	5		
	内職	月20日以上	1日実働7時間以上	8		
		1日実働4時間以上7時間未満	7			
		月15日-19日	1日実働7時間以上	7		
		1日実働4時間以上7時間未満	6			
		月10日-14日	1日実働7時間以上	6		
		1日実働4時間以上7時間未満	5			
3号	出産		妊娠中若しくは・出産後2か月以内	9		
			出産後3か月-6か月	3		
4号	疾病		入院中	10		
			居宅内療養	常時寝たきり	10	
				毎週通院加療を要する	7	
				上記以外の自宅療養	5	
	障がい		身体障がい者1・2級、精神障がい者1・2級、知的障がい者A	10		
			聴覚障がい3級-6級	7		
5号	介護		病院等の付添い介護	10		
			自宅介護〔要介護1以上〕	7		
6号	災害		家庭の災害復旧（状況に応じて指数を決定する）	10		
			近隣における災害復旧（状況に応じて指数を決定する）	-		
7号	その他		単身赴任	10		
			不存在〔死亡・離別・行方不明・拘禁等〕	10		
			在学中	7		
			心身障がい児施設への通院児の付添を要するため他児童の保育	7		
			求職活動	2		
			その他保育に欠ける程度による	-		

## 令和6年度 こども園一覧表

施設名	電話番号	受入できる年齢 (R6. 4. 1時点)
ここのえ飯田こども園	0973-73-3590	0歳～5歳 1号認定の3歳児も可
ここのえみつばこども園	0973-73-2555	0歳～5歳 1号認定の3歳児も可

※ 九重町には、上記の幼保連携型認定こども園が2園あります。  
0歳児は原則として概ね4か月からの申込みが可能です。

(お子さんの状況やこども園の職員配置により受入れできないことがあります。)

### 入園申込書の受付期間



令和6年入所希望の方  
令和5年11月22日(水)から12月22日(金)



上記期間以降は、入所を希望する月の3か月前から  
前月の14日までに申込み書類を提出してください。

(例えば、10月入所希望者の場合は7月1日～9月14日の期間に提出)

お問い合わせは

九重町役場子育て支援課 ☎ (76) 3828